

業務委託仕様書

1 件名

川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健診等実施計画策定支援業務委託

2 目的

本業務は、平成30年3月に策定した「川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）」（以下「前期計画等」という。）の計画期間が令和5年度末をもって満了することに伴い、次期計画（「川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画）」（以下「計画等」という。）を策定するものである。

計画等の策定に当たっては、PDCAサイクルに沿った計画となるよう、前期計画等の取組を評価し、改めて特定健康診査結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用した被保険者の健康状態や医療費の現状を把握することで、新たな課題又は継続的な課題を抽出し、その課題に対して必要に応じた見直しを図ることとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

発注者は受注者に、次表に掲げるデータを貸与する。受注者は、これらのデータを用いて、精度の高いデータベースを構築した上で現状分析、健康課題の抽出及び計画等の策定支援を行う。

なお、計画等は、相互に密接に関連するものであることから一連の業務を一元的に行い、掲載内容、書式等については、発注者と協議し決定するものとする。

	データの概要	帳票名称
ア	医科・調剤のレセ電コード情報ファイル 平成29年4月診療分～令和5年3月診療分 (約4,500千件/年) ※令和5年3月診療分のみ5月中旬に貸与 ※後期高齢者医療制度の場合、令和2年4月診療分以降	・医科：21_RECDEINFO_MED.CSV ・DPC：22_RECDEINFO_DPC.CSV ・歯科：23_RECDEINFO_DEN.CSV ・調剤：24_RECDEINFO_PHA.CSV
イ	被保険者マスタ (被保険者数約320千人(平成28年3月現在))	・csv出力データ
ウ	特定健康診査等結果ファイル 平成29年4月健診分～令和5年3月健診分 ※令和4年度データの一部は11月に実績確定 次第、追加で貸与 (特定健診対象者約210千人/年、特定健診結果データ約60千件/年)	・FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル ・FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報) ファイル ・FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出 (その他の結果情報) ファイル ・FKAC165 特定健診結果等情報作成抽出

		(保健指導情報) ファイル
エ	KDB帳票	・ csv 出力データ
オ	分析等に必要と認められるデータで、発注者が貸与可能なもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査受診勧奨結果データ (対象者データ約 25 千件/年) ・ 特定健康診査フォロー事業データ (対象者データ約 60 千件/年) ・ 特定保健指導終了者アンケートデータ (対象者データ約 500 件/年) ・ 35 歳～39 歳健康診査結果データ (対象者約 16 千人/年) ・ 保健施設事業利用券 (一部紙媒体) (利用券約 21 千件/年) <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ csv 出力データ ・ エクセルファイルデータ ・ 紙媒体

(1) データベースの構築

受注者は発注者が貸与する各種データを突合し、精度の高いデータベースを構築すること。データベース構築に当たり次の事項に留意すること。

ア 表ア、表ウ及び表オのうち、一部データについては、令和4年度実績確定後に貸与することとなるため、(5) 中間報告に分析が間に合わない場合には、実績確定後のデータの貸与後に改めて数値等を算出すること。

イ 表オのデータのうち保健施設事業利用券の一部は紙媒体 (約 21 千件) の貸与となるため、別途電子データ化を行うこと (利用施設、被保険者番号、枝番、氏名、住所、生年月日)。

(2) 現状分析

受注者は、(1) で構築したデータベースを活用し、次のとおり保険者の特性把握及び分析をすること。特性把握及び分析結果については、全てを掲載するのではなく、(3) 及び (4) に必要な分析項目やグラフを厳選して掲載すること。また、市から提供するデータ以外にも、国のオープンデータなども活用し、現状分析を行うこと。

なお、分析を行うに当たり可能な限り事前に分析定義を発注者と協議すること。

(例：「生活習慣病」に含める疾病、疾病名称の計画書上の表記、頻回受診とする状態等)

ア 基礎統計

イ 各健康診査・保健指導の状況の把握 (リスク別階層化、地域特性、年齢特性等)

ウ 保健指導実施者の意識変化の把握

エ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群に関する分析

オ 医療費に関する分析 (総医療費、医療費推移、年齢別、性別、一人当たり、高額医療費、入院・外来別等)

カ 生活習慣病に係る医療費に関する分析

キ 各健康診査・保健指導と医療費に関する分析

- ク 生活習慣病重症化予防事業と健診・医療費（特に費用対効果）に関する分析
- ケ 人工透析患者に関する分析
- コ 重複・頻回受診に関する分析
- サ 重症疾患となりうる高リスク者に関する分析
- シ ジェネリック医薬品普及状況の把握
- ス 各区比較分析
各区の疾病中分類の次の疾病有病率等について表・グラフ・地図等を用いて比較するものとする。
比較する疾病中分類
糖尿病・脂質異常症・高血圧性疾患・虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全・気分障害・胃の悪性新生物・気管及び肺の悪性新生物・大腸の悪性新生物・子宮の悪性新生物・乳房の悪性新生物・慢性閉塞性肺疾患（COPD）、ロコモティブシンドローム
- セ 上記を踏まえた各区の地域の健康課題の把握（分析）
- ソ データからわかる若年層（30代から40代）の行動分析（若年層の診療受診及び、その後の健診受診など）
- タ NDBオープンデータを活用した現状分析（川崎市にある2つの医療圏と全国との比較分析、社保を含めた健診結果データと国保の健診結果データの比較分析など）
- チ e-Stat（国勢調査等）や j-STAT を活用した受診勧奨対策のための地域分析
- ツ 高齢者の保健事業及び介護予防の一体的実施についての分析（国民健康保険保健事業実施後の後期高齢者医療制度の医療費分析など）
- テ 歯科レセプトの分析（要介護者の医療費分析など）
- ト その他被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に資する分析

（3）事業評価

前期計画等における目標達成状況及び評価を行うこと。受診率などの KPI（重要業績指標）だけでなく、4区分（アウトカム、アウトプット、プロセス、ストラクチャー）ごとの指標を設けて多面的に事業評価を行うこと。

（4）計画等の策定支援

受注者は、（2）の分析に基づき課題となる分析結果を示すとともに（3）の前期計画等の評価を踏まえ、課題に対応した事業実施の提案又は既存事業の改善手法の提案を行うこと。

提案の際には、次の点に留意し、発注者が協議、決定した内容に基づき、追記や変更が容易にできるようにすること。

ア 背景の整理

被保険者の特性を把握し、現在実施している保健事業の状況について整理すること。

イ 健康診査等・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

（2）の分析の結果から、川崎市国民健康保険の健康課題を把握すること。また、発注者が貸与するデータを活用し国や都道府県の平均や同規模保険者との比較をすること。

ウ 実施計画

目標達成に向けた取組案について検討し提案すること。

エ 評価指標の提案

評価指標の設定及び評価方法を提案すること。法定となっている特定健診・特定保健指導については、実施率を達成可能な数値を設定するほか、なお、未受診者の治療状況を分析することにより、本市国保の生活習慣病の状況を把握できるような指標を検討すること。

オ 見直しの考え方

目的・目標の達成状況について、評価の時期や見直し案について検討し提案すること。

カ 計画の公表・周知

計画等の周知方法について検討し提案すること。

キ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについて記載すること。

ク 重点事項

川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）においては、国が示す指針等を網羅し、次の既存事業に重点をおいて業務を行うこと。

ケ 医療費適正化効果額の算定

各保健事業の医療費適正化効果額の算定方法を提案し、委託者の了承を得て算定を行うこと。

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導
- ・ 35歳～39歳健康診査
- ・ 保健施設事業（温水プール・トレーニングルーム利用券）
- ・ 生活習慣病重症化予防事業
- ・ 医療費通知
- ・ 重複・頻回受診対策
- ・ ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進

川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画においては、高齢者の医療の確保に関する法律に定める事項及び国が示す指針等を網羅すること。

コ その他の留意事項

関係部署、有識者等で構成する協議の場や、既存の計画との連携、関係者との協議や合意等について支援すること。

(5) 中間報告

データ貸与後、3か月以内に分析結果を報告書にとりまとめ、報告会を実施すること。

報告会には、次の部数・形式・媒体にて作成した報告書を提出すること。

中間報告書

電子媒体（CD-R）：1部（マイクロソフトパワーポイント又はエクセル形式）

紙媒体：20部（A4版又はA3版 カラー印刷）

(6) 成果物の納品

ア 川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画（最終報告書、概要）

電子媒体 (CD-R) : 各 1 部 (マイクロソフトパワーポイント、エクセル又はワード形式)

電子媒体 (CD-R) : 各 1 部 (PDF 形式)

紙媒体 (印刷製本したもの) : 最終報告書のみ 200 部 (A4 版カラー印刷)

紙媒体 (印刷製本したもの) : 最終報告書のみ 200 部 (A4 版カラー印刷)

イ 計画策定の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等

電子媒体 (CD-R) : 1 部 (マイクロソフトパワーポイント又はエクセル形式)

ウ (2) 現状分析に係る定義書

電子媒体 (CD-R) : 1 部 (マイクロソフトエクセル又はワード形式)

5 納入期限

4 (6) の納入期限は、発注者が別途定める日とする。

6 個人情報保護

プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していること。

7 情報セキュリティ対策

受注者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令及び別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

(1) 授受

データの引渡し場所は、川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当とし、個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の授受は、書面 (送付書、受領書) により発注者及び受注者が相互に確認すること。

(2) 運搬

個人情報を含む電子媒体及び紙媒体を移送する場合は、物理的損傷や紛失から保護するために、鍵付きケース等に格納し目的地へ直行すること。また、電子媒体については、暗号化又はパスワードの設定を行う等の措置を講じること。

(3) データの返還

貸与したデータは、業務の履行上不要となった時点で遅滞なく返還すること。

8 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果品の利用及び著作権

(1) 受注者は、発注者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

10 契約締結後のスケジュール（予定）

令和5年4～5月 : 発注者から受注者へのデータ貸与

令和5年7月末 : 素案提出

令和5年8月末 : 最終案作成

令和6年2月下旬 : 計画等の策定にあたり、協議を要する事項の決定

令和6年3月中旬 : 計画等の策定完了、成果品の納品